

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第108号

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を改正する規則

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「区役所出張所」の右に「(京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例(平成25年12月24日京都市条例第69号)による改正前の京都市区役所出張所条例に規定する右京区役所嵯峨出張所(以下「旧嵯峨出張所」という。)を含む。)」を加える。

別表第1右京区役所の項中「嵯峨出張所」を「旧嵯峨出張所」に改める。

別表第2備考以外の部分中

研究職 給料適用 職員	特別職 給料適用 職員
	全員
6級及び 5級の 職にある 者	

を

特別職 給料適用 職員
全員

に改める。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)